

税務解説即答 3問

1 減価償却資産における取得価額の損金算入の見直し

Q 令和4年度税制改正により、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度の見直しが行われました。どのような点が改正されたのでしょうか。

A 少額の減価償却資産については、使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額が10万円未満であるものは、その取得価額を事業供用年度における損金経理を条件に、損金算入が認められている(法令133)。

この制度は、本来、企業の事務負担に配慮して設けられたものであるが、当期の利益を圧縮する目的で、自らが行う事業で使用しない少額資産(建設用足場、ドローン、LED照明等)を大量に取得し、その取得した資産を貸付けの用に供することで、即時に損金算入を行うとともに、賃貸収入を貸付期間で益金算入していく等、法人税の負担軽減手段として利用する実態が見受けられ、近年増加傾向にあった。

具体的には、税務上売買取引とならないオペレーティングリース契約を締結し、リース料収入と貸付期間終了後の売却益を合計した金額が、その資産の売却益と同額となる節税スキームが存在した。

そこで、令和4年度税制改正により、対象となる資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち、貸付け(主要な事業として行われるものを除く)の用に供したものが除外された(法令133①)。

なお、取得価額20万円未満の減価償却資産について、3年均等償却が可能とされる「一括償却資産の損金算入制度(法令133の2)」、取得価額30万円未満の減価償却資産について、合計300万円を限度に全額損金算入が可能とされる「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例(措法67の5)」についても同様の措置が取られている。

この改正は、令和4年4月1日以後に取得等するものから適用される。

また、所得税についても同様である。

2 社会保険料控除等に係る添付書類の電子化

Q 令和4年度税制改正により、社会保険料控除及び小規模企業共済等掛金控除に係る確定申告手続等が電子化されたとのことですが、具体的に教えてください。

A 経済社会のICT化等を踏まえ、納税者の利便を向上させるとともに、源泉徴収義務者の事務負担を軽減し、給与所得者の利便性を向上させる観点から、次のような措置が講じられた。

①確定申告書に添付すべき書類の拡充

確定申告の際に社会保険料控除等の適用を受ける場合に、確定申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示することとされているものの範囲に、その社会保険料の金額等(以下、社会保険料の金額又は小規模企業共済等掛金の額をいう)を証する書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面が追加された(所令262①)。

この改正は、令和4年分以後の確定申告書を提出する場合について適用される。

②給与所得者の保険料控除申告書の添付書類の電磁的方法による提供(電子提出)

給与等の支払を受ける居住者は、給与所得者の保険料控除申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供する場合には、社会保険料の金額等を証する書類の書面による提出に代えて、その給与等の支払者に対し、これらの書類に記載されるべき事項を電磁的方法により提供することができることとされた。

この場合において、その給与等の支払を受ける居住者は、これらの書類を提出し、又は提示したものとみなされる(所法198⑤、所令319の2②)。

この改正は、令和4年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用される。

③社会保険料控除等の適用を受ける際の給与所得者の保険料控除申告書に添付すべき書類の拡充

年末調整の際に社会保険料控除等の適用を受ける場合に、給与所得者の保険料

控除申告書に添付し、又はその申告書の提出の際に提示することとされている書類の範囲に、社会保険料の金額等を証する書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面（電子証明書に記録された情報の内容と、その内容が記録された二次元コードが付された出力書面）が追加された（所令319）。

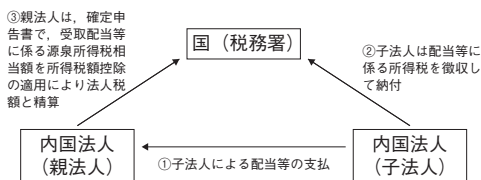
この改正は、令和4年10月1日以後に提出する給与所得者の保険料控除申告書について適用される。

3 完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例の創設

Q 令和4年度税制改正により、完全子法人等の配当等に係る源泉徴収の見直しが行われたようですが、実務上はどのように取り扱うことになるのでしょうか。

A 法人が源泉徴収された所得税は、その法人の所得に対して課せられる法人税額から控除してその調整を行うこととされている（税法68①）。

例えば、親子関係にある法人間において、子法人が親法人に配当を行った場合の課税関係は現行では次のようになっている。



令和2年11月に会計検査院より、原則として全額が益金不算入の対象となり法

人税が課されないこととなっている完全子法人株式等及び関連法人株式等に係る配当等の額に対して源泉徴収を行っている、税務署における源泉所得税事務が生ずるとともに、所得税額控除の適用による源泉所得税の精算に伴い、還付金及び還付加算金並びにこれらに係る税務署の還付事務が生じやすい状況となっている旨の指摘がなされていた。

これを受け、令和4年度税制改正において、一定の内国法人^(※)が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さないこととし、その配当等に係る所得税の源泉徴収を行わないこととされた（所法177, 212③）。

(※) 内国法人のうち一般社団法人及び一般財団法人（公益社団法人及び公益財団法人を除く）、人格のない社団等並びに法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている一定の法人等以外の法人をいう（所法177①, 所令301①）。

- ①完全子法人株式等に該当する株式等（その内国法人が自己の名義をもって有するものに限る。②において同じ）に係る配当等
- ②その内国法人が保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等（関連法人株式等）に係る配当等

なお、この改正に伴い、上場株式等の配当等の受領者の告知制度等について、所要の整備が行われている（措令4の6の2④）。

これらの改正は、令和5年10月1日以後に行われる配当等について適用される。

(M.N)

